

熊本市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

熊本市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

熊本市印鑑の登録及び証明に関する条例（昭和 52 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 3 項中「の備考欄」を削り、「含む。」の次に「第 6 条第 2 項において同じ。」を加える。

第 6 条第 6 号中「の備考欄」を削り、同条に次の 1 項を加える。

2 前項各号に掲げる事項を登録する印鑑登録原票は、磁気ディスクをもって調製するものとする。

第 8 条の見出し中「再交付」を「引換交付」に改め、同条第 1 項中「印鑑登録証再交付申請書」を「印鑑登録証引換交付申請書」に、「再交付」を「引換交付」に改める。

第 11 条第 1 項第 4 号中「の備考欄」を削り、同条第 2 項及び第 3 項を削る。

附 則

この条例は、令和 5 年 8 月 14 日から施行する。

（提出理由）

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和 3 年法律第 40 号）に基づき本市の印鑑登録システム等の標準化を実施することに伴い、所要の改正を行う

必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。